

用語解説

(五十音順)

語句	解説
一般道路	道路法第2条第1項に定める道路。 農道、林道、道路運送法にいう自動車道、港湾道路等の特定目的のための道路や私道、里道は含まない。
Eco-DRR	「Ecosystem-based Disaster Risk Reduction」の略。自然災害に対して脆弱な土地の開発や利用を避け災害への暴露を回避するとともに、防災・減災など生態系が有する多様な機能を活かして社会の脆弱性を低減すること。
NPO	「Non-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」という。
OECM	「Other Effective area-based Conservation Measures」の略。国立公園等の保護地域以外で、企業、自治体、個人等の取組により、生物多様性の保全が図られている地域のこと。
オープンスペース	主に都市地域において、建築物のない空間をいう。特に都市公園や緑地等を指すことが多い。
通い耕作	居住する集落外あるいは地域外にある農地へ通って耕作（農地管理）する営農形態。この通い先の農地は、自分の所有農地である場合、他者から借りた農地である場合、他者から農作業を受託した農地である場合がある。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。
郷土樹種	その地域の自然や風土に適した樹種。
区域区分	都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域と市街化調整区域との区分をいう。区域区分が定められていない都市計画区域を、一般的に「非線引き都市計画区域」と呼ぶ。
グリーンインフラ	社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。
原生自然環境保全地域	自然環境保全法第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域をいう。 ほとんど人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域。新潟県内の指定はない。
コンパクトな都市(づくり)	単に面積の狭い都市を示すものではなく、各種都市機能が充実し、まち中のにぎわいと良好な居住環境の形成、快適な交通サービスの提供、環境負荷の軽減などにより、持続的に発展する都市のこと。
コンパクト+ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

用語解説

(五十音順)

語 句	解 説
再生可能エネルギー	エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。
市街化区域	都市計画法第7条第2項に規定する区域をいう。すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。
市街化調整区域	都市計画法第7条第3項に規定する区域で、市街化を抑制すべき区域をいう。
所有者不明土地	不動産登記簿等の所有者台帳により所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない土地。
針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。
森林経営管理制度	森林所有者自ら経営管理が実施できない森林について、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は一定の要件を満たす民間事業者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する制度。
スマート農業	ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、農作業の効率化・経営管理の合理化等の生産性向上や高品質生産を可能にする新たな農業。
生態系ネットワーク	保全すべき自然環境や優れた自然条件を有する地域を確保して、これらが有機的に形成された地域のネットワーク。生物の生息・生育地域をつないで個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全することを目的とする。
ゾーニング	国土利用計画や農振計画、都市計画等において、用途ごとに区分して一団の地域又は地区の指定等を行うこと。地域を類型化して定めること。
粗放管理	農業においては、経費や労働力を減らして、手間を掛けずに営農しながら農地を管理する手法。また、栽培をしなくても耕起のみ行って、休耕状態の農地として維持する方法もある。
田んぼダム	水田が持つ貯水機能を利用し、大雨が降ったときに水田に一時的に水をためることで、洪水を軽減する取組をいう。
小さな拠点	小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している買い物や医療・福祉など様々な生活サービスや地域活動の場を歩いて動ける範囲に集め、各集落との交通手段を確保することによって、地域の生活サービスを維持していこうという取組。
地籍調査	国土調査の一つで主に市町村が実施する土地の区画（一筆）毎の境界、面積等を明確にする事業。

用語解説

(五十音順)

語 句	解 説
中山間地域	農林統計上用いられている地域区分（地域農業の構造を規定する基盤的な条件（耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等）に基づき市町村及び旧市区町村を区分したもの）のうち、「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域。平野の外縁部から山間地を指す。
特別地域	自然公園法第20条第1項又は第73条第1項に規定する特別地域をいう。 自然公園の風致を維持するために指定され、その必要性に応じて第1種から第3種まで分けられている。
特別地区	自然環境保全法第25条第1項又は第46条第1項に規定する特別地区をいう。 優れた自然環境を維持している地域で、各種行為は一定の基準に合致するもののみ許可される。
特別保護地区	自然公園法第21条第1項に規定する特別保護地区をいう。 自然公園の中で特に優れた自然景観、原始状態を保持している地区をいう。
都市的土地利用	住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用をいう。なお本計画で用いる用語として公共事業によって設置される施設を含まないものとする。
農業的土地利用	農業生産活動、林業生産活動、農山(漁)村の住民の宅地等のための土地利用をいう。
農地中間管理機構	担い手への農地の集積・集約化を進めるため、都道府県ごとに整備された公的な農地の中間的受け皿となる組織（通称「農地バンク」）。
農用地、農用地区域	「農用地区域」とは、農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域のことで、その区域にある農地を「農用地」としている。農地とは、国土利用計画において、耕作の目的に供される土地であって、畦畔を含み、作物統計において「田」及び「畑」とされている土地を言う。農用地は、農地に加え採草放牧地を含む。
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。
保安林	森林法第25条第1項に規定する保安林をいう。 水源のかん養等特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。立木の伐採や土地の形質の変更等が制限される。
用途地域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、12種類ある。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められる。

用語解説

(五十音順)

語 句	解 説
流域治水	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、堤防の整備などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。
林地の保全に特に留意すべき森林等	林地の保全に特に留意すべき森林等とは、(1)森林法第5条第2項により地域森林計画で定める森林の土地の保全に特に留意すべき森林、(2)森林法第10条の5第2項により市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林、(3)優良人工造林地又はこれに準ずる天然林を指す。
6次産業化	農林漁業者が農畜産物・水産物の生産（1次産業）だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）を総合的かつ一体的に取り組み、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。